

吸収合併に関する事後開示書面

2023年7月3日

株式会社シモジマ

2023年7月3日

東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
株式会社シモジマ
代表取締役 笠井 義彦

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社を吸収合併存続会社、株式会社エスティシー（本店：東京都台東区浅草橋五丁目29番8号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続（以下「本合併」といいます。）に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日
2023年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 反対株主の差止請求（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定により、2023年4月3日付で官報にて公告及び知れている債権者に各別に催告を行いました。所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 反対株主の差止請求（会社法第796条の2）

当社において、本合併は会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

当社において、本合併は会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2023年4月3日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、本合併の効力発生日である2023年7月1日付で、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2023年7月3日（予定）
7. その他本合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

2023年4月3日

株式会社シモジマ

株式会社エスティシー

2023年4月3日

東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
株式会社シモジマ
代表取締役 笠井 義彦

東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
株式会社エスティシー
代表取締役 大貫 学

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社シモジマ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社エスティシー（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両社間で2023年2月10日付吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、2023年7月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

(会社法第782条第1項、同法第794条第1項)

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

(会社法施行規則第182条第1項第1号、同規則第191条第1号)

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第3号、同規則第191条第2号)

5. 計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第4号、同規則第191条第3号及び第5号)

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはであると判断しております。

(会社法施行規則第182条第1項第5号、同規則第191条第6号)

7. 本書面の備置開始日後、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

(会社法施行規則第182条第1項第6号、同規則第191条第7号)

以上

吸収合併契約書

株式会社シモジマ（以下「甲」という。）と株式会社エスティシー（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

- 第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。
2 本契約当事者の商号及び本店は、次のとおりである。

甲・吸収合併存続会社

商号 株式会社シモジマ

本店 東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

乙・吸収合併消滅会社

商号 株式会社エスティシー

本店 東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

（効力発生日）

- 第2条 合併の効力発生日は、令和5年7月1日（以下「効力発生日」という。）とする。
ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

- 第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して一切の対価を交付しない。

（合併により増加すべき資本金及び準備金の額等）

- 第4条 甲は、本合併により、資本金及び準備金の額を変更しない。

（合併承認決議）

- 第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本合併を行う。
2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

（権利義務全部の承継）

- 第6条 甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継する。

(合併前の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ財産の管理、運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議のうえ、これを行うものとする。

(解散費用)

第8条 効力発生日以降において、乙の解散のために必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでにおいて、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、本合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第10条 本契約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- ① 会社法第796条第3項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する甲の株主が本合併に反対する旨を通知した場合
- ② 本契約について法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合

(規定外条項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり契約を締結したので、本契約の成立を証するため本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和5年2月10日

存続会社 東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

(甲) 株式会社シモジマ

代表取締役 笠井 義彦

消滅会社 東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

(乙) 株式会社エスティシー

代表取締役 大貫 学

別紙2

第22期 計算書類

2022年4月1日から2023年3月31日まで

株式会社エスティシー

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	220,240	流動負債	106,911
現金及び預金	92,375	買掛金	48,580
売掛金	127,865	未払金	41,778
その他	—	未払法人税等	8,914
		賞与引当金	825
		未払消費税	6,812
固定資産	5,155	固定負債	50,000
有形固定資産	966	預り敷金保証金	50,000
器具・備品	966		
無形固定資産	4,189	負債の部合計	156,911
ソフトウェア	4,189	純資産の部	
投資その他の資産	-	株主資本	68,484
		資本金	90,000
		資本剰余金	-
		利益剰余金	△21,515
		利益準備金	12,700
		繰越利益剰余金	△34,215
		自己株式	-
		純資産の部合計	68,484
資産の部合計	225,396	負債及び純資産の部合計	225,396

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	8,516,682
売上原価	8,370,712
売上総利益	145,970
販売費及び一般管理費	38,214
営業利益又は営業損失(△)	107,755
営業外収益	5,551
雑収入	5,551
受取利息	0
営業外費用	71,887
為替差損	71,282
雑損	604
経常利益	41,420
特別利益	-
特別損失	-
税引前当期純利益	41,420
法人税、住民税及び事業税	8,914
当期純利益	32,505

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産計 合
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株 資 合 計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	90,000	12,700	△66,720	△54,020	—	35,979	35,979
当期変動額							
当期純利益			32,505	32,505		32,505	32,505
当期変動額合計	—	—	32,505	32,505	—	32,505	32,505
当期末残高	90,000	12,700	△34,215	△21,515	—	68,484	68,484

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。